

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名称 コマツ水分除去剤

供給者の会社名称、住所及び電話番号

供給者の会社名称 谷川油化興業株式会社

住所 神奈川県横浜市鶴見区矢向 1-13-11

担当部門 技術開発部

担当者(作成者) 安部 裕司

電話番号 045-581-6635

FAX番号 045-573-4347

メールアドレス info4@tanikawayuka.co.jp

緊急連絡電話番号 045-581-6635

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 自動車用燃料タンク内の水溶解のための燃料補助剤

製品分類 その他

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類、GHS ラベル要素

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分 2

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分 2A

生殖毒性 : 区分 2

特定標的臓器毒性 (単回暴露) : 区分 1 (腎臓、中枢神経系、全身毒性)

: 区分 3 (気道刺激性)

特定標的臓器毒性 (反復暴露) : 区分 2 (血管、肝臓、脾臓)

(注) 記載なき GHS 分類区分: 該当しない/分類できない。

GHS ラベル要素



絵表示

注意喚起語 危険

危険有害性情報

H224 引火性の高い液体および蒸気

H319 強い眼刺激

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H336 眠気やめまいのおそれ

H361 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

H370 腎臓、中枢神経系、全身毒性の障害

H373 長期にわたる反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】

- P201 使用前に取扱説明書を入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P210 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
- P233 容器を密閉しておくこと。
- P240 容器を接地すること。
- P241 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
- P242 火花を発生させない工具を使用すること。
- P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- P260 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- P264 取扱後は手や顔をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- P280 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

- P303+P361+P353 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
- P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。
- P313 気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。
- P370+P378 火災の場合：消火に「5. 火災時の措置」に記載してある消火剤を使用すること。

【保管】

- P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- P405 施錠して保管すること。

【廃棄】

- P501 内容物および容器を廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
化学名又は一般名 : TCL ウォーターカット(ディーゼル用)

成分等一覧

成分名	含有量 (wt%)	化学式	CAS No.	化審法 No.	安衛法 No.	PRTR 法 No.	毒劇法
イソプロピルアルコール	90～100	C ₃ H ₈ O	67-63-0	2-207	494	非該当	非該当
トリエタノールアミン	0～1	N(C ₂ H ₄ OH) ₃	102-71-6	2-308	381	非該当	非該当
鉱油	0～1	非公開	72623-86-0	非該当	168	非該当	非該当
添加剤	0～5	非公開	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当

※1 規制値未満の為、非該当

- 化審法 No. : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報告示整理番号
 安衛法 No. : 労働安全衛生法施行令 別表第9「名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物」（第18条、第18条の2関係）に記載の政令番号
 PRTR 法 No. : 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律（PRTR法）の対象物質の政令番号
 毒劇法 : 毒物及び劇物取締法

4. 応急措置

吸入した場合

- ・吸入をして気分の悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分の戻らない時は、医師の診断を受けること。
- ・眠気やめまいの症状が出た場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい状態で休息させる。
- ・呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。
- ・呼吸が弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行う。
- ・吸入の影響が遅れて現れることがある。

皮膚に付着した場合

- ・直ちに水で洗い流し、石鹼で液が付着したところをよく洗うこと。
- ・直ちに、汚染された衣類をすべて取り除くこと。皮膚を流水で洗うこと。
- ・気分が悪くなった場合は、医師の診断を受けること。
- ・汚染した衣類を再使用する場合は洗濯してから使用すること。

眼に入った場合

- ・清浄な水で最低 15 分間目を洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- ・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
- ・激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受ける事。

飲み込んだ場合

- ・直ちに水で口の中を洗浄する。
- ・直ちに医師の診断を受けること。
- ・無理に吐かせないこと。
- ・子供などが飲み込んだ懸念がある場合、直ちに医師の診断を受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 ・特になし

応急措置をする者の保護に必要な注意事項 ・特になし

医師に対する特別注意事項 ・特になし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- ・粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、乾燥砂、霧状水

使ってはならない消火剤

- ・棒状注水

特有の危険有害性

- ・燃焼ガスには、一酸化炭素等の他、窒素酸化物、のガス等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法

- ・消火作業は、可能な限り風上から行なう。
- ・関係者以外は安全な場所に退去させる。
- ・移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。

- ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - ・周辺火災の場合、周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。
 - ・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす化学物質が流出しないよう適切な措置を行う。
 - ・消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。
 - ・消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。
- 消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。
- ・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。
- ・作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。
- ・風上から作業し、風下の人を退避させる。
- ・着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
- ・こぼれた場所はすべりやすいために注意する。

環境に対する注意事項

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- ・少量の場合は、吸着剤(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できる空容器に回収する。
- ・多量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
- ・アルカリ性の製品なので、必要があれば酸(希塩酸、希硫酸等)で中和する。
- ・回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止策

- ・漏出時は事故の未然防止および拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
- ・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
- ・火花を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。

安全取扱注意事項

- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・容器を接地(アース)すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 ・ 火花を発生しない工具を使用すること。 ・ 防爆型の電気機器(換気装置、照明機器等)を使用すること。 ・ 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。 ・ ミスト、蒸気を吸入しないこと。 ・ 取扱いは、屋外または換気のよい場所で行う。 ・ 取扱いの都度、容器を密閉する。
接触回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルカリ性なので、酸性の製品との接触を避ける。
衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミスト、蒸気を吸入しないこと。 ・ 取り扱い中は、飲食、喫煙を行ってはならない。 ・ 取扱後はよく手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品記載の保管条件を読み、適切に保管すること。 ・ 容器を密栓する事。 ・ 涼しい所、換気の良い場所で保管すること。 ・ 施錠して保管すること。 ・ 熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。 ・ 酸と一緒に保管してはならない。
安全な容器包装材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度	・ 設定なし
許容濃度	・ 設定なし

ばく露防止

設備対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気または煙やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 ・ 屋内で使用する場合は局所排気装置を設置する。 ・ 屋内は全体に換気する。換気の悪い場所及び蒸気の発生が多い場所には局所排気装置を設ける。
------	--

保護具

呼吸器用保護具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護マスクを着用する。必要に応じて防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用する。
手の保護具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護手袋、必要に応じて耐溶剤性手袋、ビニール手袋等を着用すること。 ・ 必要に応じて保護衣、保護前掛け等を着用する。
眼の保護具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護眼鏡(普通眼鏡型)、必要に応じて、ゴーグル型、保護面等を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全靴を使用する。
特別な注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護具等は定期的に点検を行う。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 透明液体
色	: 無色～淡黄色
臭い	: アルコール臭 (臭いの閾値: データなし)

融点／凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 84°C
可燃性	: あり
爆発範囲下限界及び爆発上限界／可燃限界	: データなし
引火点	: 14.5°C
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし (自己促進分解温度／SADT : データなし)
pH	: 8.4 (20°C、50wt%)
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水に可溶
n-オクタノール／水分配係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び／又は相対密度	: 0.79 (g/cm ³)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: 適用外
その他のデータ	: 特に有用な情報なし

1 0. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性	・ 通常の取扱いにおいては安定である。
危険有害反応性の可能性	・ 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発をもたらす。
避けるべき条件	・ 加熱・熱源・裸火 ・ 強酸化剤との接触を避ける。
混触危険性物質	・ 強酸化剤(引火性物質のため、強酸化剤との接触を防ぐこと。)
危険有害な分解生成物	・ 特になし
その他	・ 特になし

1 1. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

JIS Z7252 : 2019 に基づき混合物分類計算を行って得られた結果を表示する。

急性毒性

急性毒性 (経口)	: 本製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分に該当しないが、分類できない化学物質を限界値以上含有するので、分類できないと判定した。
急性毒性 (経皮)	: 本製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分に該当しないが、分類できない化学物質を限界値以上含有するので、分類できないと判定した。
急性毒性 (吸入：蒸気)	: 本製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分に該当しないが、分類できない化学物質を限界値以上含有するので、分類できないと判定した。

局所効果

皮膚腐食性／刺激性	: 本製品を“表 B.5-1 加成方式が適用できる混合物を皮膚腐食性又は皮膚刺激性として分類するための成分の濃度”を用いて混合物の毒性を計算した
-----------	--

結果、区分に該当しないと判定した。

- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
: 本製品を“表 B.9—加成方式が適用できる混合物を眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性として分類するための成分濃度”を用いて混合物の毒性を計算した結果、区分 2A と判定した。
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
: 本製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分に該当しないが、分類できない化学物質を限界値以上含有するので、分類できないと判定した。
- 生殖細胞変異原性
: 本製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため区分に該当しないと判定した。
- 発がん性
: 本製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないと判定した。
- 生殖毒性
: 本製品を“表 B.22—生殖毒性物質として分類する混合物成分の濃度限界”に従い混合物判定を行なった結果、区分 2 と判定した。
- 特定標的臓器毒性
特定標的臓器毒性 (単回暴露)
: 本製品を“表 B.25—特定標的臓器毒性物質として分類する混合物成分の区分 1 及び区分 2 の濃度限界”に従って計算した結果、区分 1 (腎臓、中枢神経系、全身毒性) と判定した。また、区分 3 を 20%以上含有することから、“B.8.4.4.3 区分 3 の成分を含む混合物の外挿”に基づき、区分 3 (気道刺激性) を併記した。
- 特定標的臓器毒性 (反復暴露)
: 本製品を“表 B.29—特定標的臓器毒性物質として分類する混合物成分の濃度限界”に従い混合物判定を行なった結果、区分 2 (血管、肝臓、脾臓) と判定した。
- 誤えん有害性
: 本製品は、多くの分類できない化学物質を含有している。従って、本製品も分類できないと判定した。

1 2. 環境影響情報

生態毒性

JIS Z7252 : 2019 に基づき混合物分類計算を行って得られた結果を表示する。

水生環境有害性

- 短期(急性)
: 本製品を、“表 C.3—分類した成分の加算による混合物の水生環境有害性 短期(急性)分類”に従い分類した結果、区分に該当しないと判定した。
- 長期(慢性)
: 本製品を表 C.4—分類した成分の加算による混合物の水生環境有害性 長期(慢性)分類”に従い分類した結果、区分に該当しないと判定した。
- 残留性・分解性
: データなし
- 生体蓄積性
: データなし
- 土壤中への移動性
: データなし
- オゾン層への有害性
: データなし

1 3. 廃棄上の注意

- ・内容物や容器の廃棄の際は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合はそこに業務委託して処理をすること。
- ・容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

- 国連分類 ・引火性液体 毒性なしクラス 3
国連番号 ・引火性液体 1993

国内規制

容器イエローラベル 引火性液体(極性/水可溶) 127

積載方法

運搬時の積み重ね高さは3m以下

輸送の特定の安全対策及び条件

- ・火気厳禁
- ・容器の破損、漏れがないことをたしかめる。
- ・荷崩れ防止を確実に行う。
- ・該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。
- ・直射日光を避ける。
- ・水濡れ厳禁。
- ・横積み厳禁。
- ・夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接おかないこと。
- ・輸送容器は衝撃を与えないように、丁寧に扱う。転倒したり、激突させたりしない。
- ・海上輸送は、船舶安全法の定めるところに従うこと。
- ・航空輸送は、航空法の定めるところに従うこと。

1 5. 適用法令

火薬類取締法 : 対象外

高压ガス保安法 : 対象外

消防法 : 第四類アルコール類危険等級II (400L)

毒物及び劇物取締法(毒劇物取締法)

 : 非該当 (該当化学物質は含有しない)

労働安全衛生法 : 表示対象物質を含有する。(詳細は、3. 組成及び成分情報の成分等一覧を参照)
 通知対象物質を含有する。(詳細は、3. 組成及び成分情報の成分等一覧を参照)

労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規則)

 : 第二種有機溶剤を含有する。(詳細は 3. 組成、成分情報を参照)

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の促進の改善の促進に関する法 (PRTR 法)

 : 非該当 該当化学物質は含有しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 6. その他の情報

参考文献

- 1) GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル,

作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z7253:2019

- 2) GHS に基づく化学品の分類方法 JIS Z7252:2019
- 3) GHS 分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
- 4) 中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ
- 5) 15107 の化学商品 (化学工業日報社)
- 6) JACA (日本オートケミカル工業会) 編集: 化学物質管理データベース
- 7) オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版
(日本オートケミカル工業会)
- 8) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂)
- 9) Chemwatch データベース
- 10) 原料メーカーの SDS

※注意

安全データシートは、危険有害な化学品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。